

質問事項回答

	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 5頁(2)	朝霞駅東口の地下施設において、場内の天井部分から雨漏り（水漏れ）が発生しているようですが、この修繕については指定管理者の負担で行うのでしょうか。 また、貴市において修繕の計画等があれば教示ください。	仕様書6頁.11にも記載のあるとおり、1箇所200万円以下の修繕については、指定管理者の負担となります。 現状、200万円以上の修繕を行う予定はありません。
2	仕様書 別紙2	「施設管理業務一覧表」の中で、業務委託を行っている保守点検等について、現在業務を行っている業者名をご教示ください。	業者名については開示できかねます。
3	申請要項 資料7	当該資料の修繕費には、朝霞駅東口立体の修繕費は含んでいないとの認識でよろしいでしょうか	朝霞駅東口立体自転車駐車場の修繕費も含んでいます。 なお、仕様書6頁に記載のとおり、次期（R9～R13）指定管理期間における朝霞駅東口立体自転車駐車場についての修繕料は市で負担します。
4	申請要項 資料7	過去3年程度に指定管理者が実施した施設の修繕の実績（内容と金額）をご教示ください。	追加資料③のR4～6各施設修繕一覧表をご参照ください。
5	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施行規則 第4条	WEB申込みを導入した場合、定期利用の申請で使用する「自転車駐車場利用券交付申請書（様式第1号）」は、WEB上で当該様式の内容を入力していただき、用紙の記入は省略する形に変更してもよろしいでしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
6	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施行規則 第10条	利用者自身でWEB上で「許可に係る事項」の変更を可能にし、様式第5号の記載を省略することは可能でしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
7	その他	各施設の平面図をいただけますでしょうか。	参考程度となりますが、別紙平面図をご確認ください。 建設当時の図面であり現状と異なる部分もあるため、必要に応じ、現地をご確認ください。

8	その他	東口立体自転車駐車場の機械の台数及びメンテナンスの頻度並びに過去のメンテナンス費用についてご教示ください。また、製造メーカーもご教示ください。	メンテナンス頻度、費用については、追加資料④のR4～6東口立体メンテナンス頻度・費用をご参照ください。 自転車が収納されている区画の数は434区画で収容台数は868台、カードリーダーの数は33台です。 なお、カードリーダーの交換は、保守点検に含み実施いただいています。 製造メーカーは「株式会社ダイフク」で、現在のシステムは「新明和工業株式会社 パーキングシステム事業部」が引き継いでいます。
9	申請要項資料3	本変更は、4月1日以降に実施する想定でしょうか。なお、その場合、3月中に定期契約を行った4月利用分の定期契約者情報については「市内」「市外」の区分を含めた情報が引き継がれる認識でよろしいでしょうか。	令和9年4月1日から実施予定です。 定期利用者情報の引継ぎ詳細については、現指定管理との調整いただくこととなります。
10	申請要項資料3	本変更における「市内」の定義をご教示いただけますでしょうか。	現状、市内在住者、市内在勤者及び市内在学者を想定しています。
11	申請要項2頁2 仕様書別紙1	・北朝霞駅東口第1原動機付自転車駐車場における大型自転車臨時自転車駐車場・朝霞駅南口原動機付自転車駐車場における大型自転車臨時自転車駐車場 以上の施設については、本業務の対象施設となる認識でしょうか。また、対象となる場合には、現在の使用料金および契約期間と同等の仕様という認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	申請要項2頁2 仕様書別紙1	朝霞台駅南口第1自転車駐車場・北朝霞駅東口大型自転車臨時自転車駐車場・朝霞駅南口大型自転車臨時自転車駐車場を使用できる「大型自転車」の定義をご教示いただけますでしょうか。	子供乗せ大型自転車や大型チャイルドシートを搭載した自転車など、地下自転車駐車場のラックに収納することが困難な自転車と定義しています。

13	申請要項 3頁4②	「減免も行います」とありますが、貴市が発行した自転車駐車場使用料減額・免除決定通知書の確認をお持ちの方が申請を行った場合、減免料金を収受する内容でよろしかったでしょうか。	自転車駐車場使用料減免・免除申請書の収受から決定まで行っていただくことを想定しています。 また、現状当該申請者の方は使用料免除となっているため、料金収受は発生しません。
14	申請要項 3頁4②	自転車駐車場使用料減免・免除申請書の申請受付については、これまで通りという認識でよろしかったでしょうか。	指定管理者に自転車駐車場使用料減免・免除申請書の収受から決定まで行っていただくことを想定しています。
15	申請要項 3頁4②	使用料金の納付方法および頻度等は、提案でよろしかったでしょうか。	提案で問題ありません。
16	申請要項 3頁4②	使用料金の収受にかかるキャッシュレス決済手数料は、指定管理料内に予定費用の計上を行い、使用料全額を納付する認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	申請要項 3頁4②	使用料金の収受にかかるキャッシュレス決済手数料を指定管理料内に計上する場合、経費項目は「その他経費」であり「再委託料」に含まない認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	申請要項 3頁4④	「朝霞駅東口立体自転車駐車場については、他の施設とシステムが異なるため～」とありますが、一方で説明会にて本施設もWEB受付およびキャッシュレス決済の提案対象と伺っております。提案にあたり、入替可能な範囲および立体式システム側の技術表等の情報がわかる資料をご開示いただけますでしょうか。	現状詳細の資料は開示できませんが、システム名は「立体駐輪システムサイクルハウス21」で、製造メーカーは「株式会社ダイフク」で、現在のシステムは「新明和工業株式会社 パーキングシステム事業部」が引き継いでいます。
19	申請要項 3頁4④	機械式ゲートもしくは電磁ラック方式の導入にあたり、施設がわかる平面図および電気図をご開示いただけますでしょうか。	参考程度となりますが、別紙平面図をご確認ください。 建設当時の図面であり現状と異なる部分もあるため、必要に応じ、現地をご確認ください。

20	申請要項 3頁4④	機械式ゲートもしくは電磁ラック方式の導入にあたり、整備が可能な範囲(施設内で空けておく必要がある箇所や、整備が行えない箇所との境界等)がわかる資料をご開示いただけますでしょうか。	参考程度となりますが、別紙平面図をご確認ください。 建設当時の図面であり現状と異なる部分もあるため、必要に応じ、現地をご確認ください。
21	申請要項 3頁4④	新たに設置する機器と合わせて、現在設置されている機器(更新機・券売機)を、引き続き運用することは可能でしょうか。可能な場合、必要となる費用をご教示いただけますでしょうか。	朝霞駅東口立体自転車駐車場など、状況により引き続き現在設置している機器を運用することは可能です。更新機・券売機共にリース契約が終了し無償譲渡されているため、引き続き使用する場合には、点検・修繕などの費用を指定管理者で負担いただくこととなります。
22	申請要項 3頁4④	4月開始時に提案する機器導入が難しい場合と思われる場合、引継ぎ期間において現在の機器は使用できますでしょうか。	原則、指定管理開始の際に移行していることを想定していますが、考えがある場合はスケジュールや利用者対応などを含めご提案ください。状況により、引継ぎ期間に現在の機器を使用することは可能です。
23	申請要項 3頁4④	WEB受付の導入にあたり、「自転車駐車場利用券交付申請書」は不要になるという認識でよろしかったでしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
24	申請要項 3頁4④	北朝霞駅東口地下自転車駐車場内には、他業務の業務員管理室が設置されていると思われます。本業務で施設内において使用できない箇所や、調整が必要となる箇所や業務があればご教示ください。	ご指摘の場所は指定管理業務のほか、駅前広場の清掃員の控室として使用しています。次期(R9～R13)指定管理期間における取り扱いは別途調整させていただきます。
25	申請要項 3頁4④	機械式ゲートもしくは電磁ラック方式の導入にあたり、応募申込及び申請書提出期間内に、業者による測量等現地確認を行うことは可能でしょうか。	利用者及び、現指定管理業務に支障がない範囲であれば測量を行うことは可能です。
26	申請要項 3頁4⑤	現在設置されている防犯カメラ台数および仕様(クラウド管理や管理室内モニターにて閲覧可能等)をご開示いただけますでしょうか。	防犯カメラ設置台数は合計で160台です。詳細については防犯の観点から差し控させていただきます。 なお、防犯カメラの閲覧については、管理室内モニターで確認が可能です。

27	申請要項 3頁4⑤	防犯カメラの維持管理にかかっている費用実績をご開示いただけますでしょうか。	防犯カメラについて、保守点検は未実施です。また令和6年度の修繕実績はありません。
28	申請要項 7頁9(イ)	「収入については、使用料収入の予測を計上」とありますが、様式4 自転車等駐車場の管理運営に関する収支予算書において、収入は「市からの指定管理料・その他」となっています。収支予算書の記入方法および計算方法について、ご教示いただけますでしょうか。	今後の参考とさせていただきたいので、「市からの指定管理料」の欄に想定する使用料収入をご記入ください。
29	申請要項 8頁9(5)(ソ)	業務内容を検討するため、札貼り台数の実績がわかる資料をご開示いただけますでしょうか。	別添の追加資料①をご参照ください。
30	申請要項 8頁9(5)(ソ)	札貼りを実施した後の報告書式や想定される運用等があれば、ご開示いただけますでしょうか。	札貼りを実施したことによる報告の書式はありませんが、貼っていただいた札をもとに放置自転車撤去を実施するため、報告方法についても提案いたします。
31	申請要項 8頁9(5)(タ)	LED化の対象となる施設内照明がわかる資料をご開示いただけますでしょうか。また、一部LED化を行っている箇所があれば、合わせてご開示ください。	別添の追加資料②をご参照ください。
32	申請要項 8頁9(5)(タ)	LED化の提案にあたり、応募申込及び申請書提出期間内に、業者による現地確認調査を行うことは可能でしょうか。	利用者及び、現指定管理業務に支障がない範囲であれば現地確認を行うことは可能です。

33	申請要項 8頁9(5)(シ)	「現指定管理者から定期利用者情報を引継ぎ～」と記載されていますが、令和9年4月より予定されている料金改定により料金体系が変更となる場合、契約者情報の引継ぎが困難となる可能性があります。つきましては、想定されている料金改定の具体的なスケジュールについて、ご教示いただけますでしょうか。	令和8年9月市議会において令和9年4月からの料金改定を含む条例改正を行う予定です。
34	申請要項 8頁9(5)(シ)	「現指定管理者から定期利用者情報を引継ぎ～」と記載されていますが、令和9年4月より予定されている料金改定に伴い、契約種別が変更になると考えられます。料金体系の変更を踏まえ、契約期間については令和9年3月末をもって終了する想定でしょうか。	令和9年4月からの料金改定がスムーズに実施できるよう、市及び現指定管理者と調整いただければと思います。
35	申請要項 資料7	修繕費で計上されている費用内訳および修繕実績をご開示いただけますでしょうか。	別添の追加資料③をご参照ください。
36	申請要項 資料7 仕様書 別紙	施設管理業務一覧表内、朝霞駅東口立体自転車駐車場の自転車ラック保守点検業務・管理システム保守点検業務について、自転車ラック保守点検費は令和4年度～6年度委託料内訳内に含まれているという認識でよろしかったでしょうか。また、本施設における管理システム保守点検業務の範囲をご開示いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、システム保守点検は市が委託契約して、委託料を支出しています。 業務範囲は、機器の清掃・注油・点検・調整・修理、データベース・コンデンス及びアプリケーション・ソフトウェアの動作環境の調整・修正となっています。
37	仕様書 3頁6(5)	「市所有の既存設備は現状により使用できる」とありますが、対象となる設備・備品等をご開示いただけますでしょうか。	基本的に現状自転車駐車場にある設備についてはすべて市所有の設備・備品になります。

38	仕様書 3頁6(5)	現在、地下自転車駐車場の上段ラックにて数多くの不具合が確認されているかと思えます。修繕を必要とするラック台数および修繕計画があればご開示いただけますでしょうか。	令和8年度は北朝霞駅東口地下自転車駐車場のラック50台分の修繕を市予算にて実施予定です。 その他、修繕が必要となるラック台数は朝霞台駅南口地下自転車駐車場の5台となります。
39	仕様書 別紙2	施設管理業務一覧表内、出入り口ガラスサッシ清掃業務・アルミルーバー清掃業務は、令和4年度～6年度委託料内訳内では定期清掃費で計上されている認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、アルミルーバーは撤去されていることから、これに係る清掃は発生していません。
40	仕様書 別紙2	施設管理業務一覧表内、ポンプ点検業務は、令和4年度～6年度委託料内訳内では計上されていないでしょうか。その場合、業務概要がわかる資料をご開示いただけますでしょうか。	ポンプ点検業務は、汚水・雨水槽等点検時に併せて実施しています。
41	仕様書 別紙2	非常用発電機点検業務の費用実績が、資料7収支状況で「0」になっているのは、他業務と合わせて計上している内容でしょうか。	電気保安管理委託料内で実施しています。
42	仕様書 別紙2	朝霞駅東口立体自転車駐車場については、他施設とシステムが異なるということですが「自転車ラック保守点検業務」「管理システム保守点検業務」の対象となる範囲および仕様をご開示いただけますでしょうか。	自転車ラック保守点検業務：対象は駐輪機33台で、昇降部、制御ユニット、ドア作動の動作確認、清掃等について、保守点検（年2回）と定期点検（年1回）を実施しています。 管理システム保守点検業務：対象は管理システムおよび定期更新期、一時利用券売機が設置されている自転車駐車場他、市役所で、 機器の清掃・注油・点検・調整・修理、データベース・コンデンス及びアプリケーション・ソフトウェアの動作環境の調整・修正について、保守点検（年4回）を実施しています。
43	仕様書 3頁6(2)⑧ 別紙2	施設内に設置されているトイレの清掃等維持管理については業務内に含まれない認識でよろしいでしょうか。	トイレの清掃等維持管理については、業務内に含まれています。 現在は清掃業者が清掃を実施しており、費用は人件費より支出されています。

44	その他	朝霞駅東口立体自転車駐車場のシステムの仕様等により、機器の更新および新規導入が困難な場合、令和9年4月に予定されている料金改定に伴うシステム変更費用の負担については、どのように取り扱われる予定でしょうか。	現状、2社のシステムが紐づいている状況ですので、更新や紐づけが難しい場合には現行システムを引き続きご利用いただければと思います。また、料金改定に伴うシステム変更費用の負担については、指定管理開始準備に伴う費用であるため、指定管理者の負担となります。
45	その他	令和9年4月に予定されている料金改定の時期が変更となった場合、機器の仕様により一旦現行の料金体系を設定した後、改めて新料金体系へ変更する必要が生じることが想定されます。その場合に発生するシステム改修費用の負担については、どのように取り扱われる予定でしょうか。	指定管理業務の一部のため、指定管理者の負担になります。
46	募集要項 2頁3(3)	個人情報に関してクラウド上で保管・管理することについて制限・条件はありますでしょうか。	市の定める情報セキュリティ基本方針に基づいたクラウド（システム）であれば、個人情報に関して保管・管理は可能です。契約前に、導入予定のクラウドの仕様をご提供いただき、内容を精査のうえ協議させていただきたく思います。
47	募集要項 3頁4(1)④	段階導入の可否をご教授ください。全施設一括導入が必須か、それとも施設ごとに部分導入が可能でしょうか。	原則、指定管理開始の際に移行していることを想定していますが、考えがある場合はスケジュールや利用者対応などを含めご提案ください。
48	募集要項 3頁4(1)④	設備導入における(ラック・精算機・シール発行機等)の施工可能時期や夜間・休日作業の可否・鉄道事業申請の条件などはごさいますでしょうか。	現指定管理者の了承及び、利用者への影響がない範囲であれば可能です。
49	募集要項 5頁(2)	指定管理料は5年間総額の範囲で、年度ごとの配分(初年度は少なく、最終年度は多め等)の調整は可能でしょうか。	年度毎の配分については調整可能であるため、その点もご提案ください。
50	募集要項 7頁(ウ) 資料3	料金改定を行うには、条例改正が必要となりますが、議会では実施を前提に進んでいるとの認識でよろしいでしょうか。	令和8年9月市議会において令和9年4月からの料金改定を含む条例改正を行う予定です。

51	募集要項 8頁(5)(エ)	現金レス運用(オンライン決済中心)を基本とすることは可能ですか。現金取扱いを残す場合のルール・頻度・取扱責任はいかがでしょうか。	現金レス運用を基本とすることは可能ですが、現金レス対応が困難な方のための対応策についても併せてご提案ください。現金の取扱責任については、市に納付するまでは指定管理者の責任になります。
52	募集要項 8頁(5)(エ)	指定管理者からの委託先が個人情報を取り扱うことは問題ないでしょうか。	仕様書にお示しした管理基準の遵守法令に基づいて取扱いください。
53	募集要項 8頁(5)(エ)	定期利用の許可受付期間や使用料納付期日、減免・免除の期間の終期および更新方法など、利用許可に係る各種期日や方法などは提案により現状から変更することは可能でしょうか。	ご提案の内容に基づいた判断となることから、まずはご提案いただければと思います。
54	募集要項 8頁(5)(ソ)	札貼り実施について、現状の業務の流れをご教授いただけませんか。また、札貼りをを行う際の基準についての資料はございますでしょうか。	資料4に示している禁止区域内の公道上に放置されている自転車に札を貼っています。その際、民地や私道にある自転車については対象外になります。
55	募集要項 8頁(5)	現状のLED化率、およびLED化の必須要件の有無、指定機種や基準(照度、器具仕様)はありますか。	LED化の現状については、追加資料②をご確認ください。機種指定や照度器具仕様などの指定はありませんが、現状の照度と同等程度を確保いただければと思います。
56	募集要項 P.8(5)(チ)	防犯カメラの現設の所有者はどちらになりますでしょうか。また、更新や増設が必要な施設は現段階でございますでしょうか。更新や増設にあたる費用負担、保守の責任分担はどのようにお考えでしょうか。	現在の所有者は市になります。現状市として、防犯カメラの増設が必要だと認識している施設はありません。 防犯カメラの更新や増設にあたる費用負担および保守責任は指定管理者となります。
57	募集要項 P.11(3)	引継ぎや指定管理期間開始と同時に新システム及び駐輪機での運用を開始するために、現指定管理期間中に定期管理システムへの移行作業や駐輪ラック導入工事を行うことは可能でしょうか。可能な場合は具体的にいつごろから準備を進めてよろしいでしょうか。	現指定管理者の了承及び、利用者への影響がない範囲であれば可能です。 現指定管理者との調整時期はご希望に合わせて調整したいと思います。

58	募集要項 P.11(3)	既存設備の撤去・処分：撤去対象の所有権、マニフェスト要否、市指定処分場の有無、費用負担はどうなりますでしょうか。	撤去対象の所有権は市となります。廃棄物の適正処理を確認するため、マニフェストにより管理いただくことを想定していません。市指定処分場はありません。費用は指定管理者負担となります。
59	募集要項 P.11(3)	定期の段階移行(初年度は一部台数から)移行を行う事は認められますか。台帳移行作業の支援や提供データの範囲・形式に制約はありますか。	原則、指定管理開始の際に移行していることを想定していますが、考えがある場合はスケジュールや利用者対応などを含めご提案ください。 提供データ等については現指定管理との調整が必要となります。
60	仕様書 6頁11	朝霞駅東口立体自転車駐車場において、修繕費は全額を市が負担すると、業務仕様書に記載(項11.修繕料について)ございますが、修繕部品の製造終了や、保守サポート終了等の理由により、金銭での解決ができずに機械を一部封鎖する箇所が発生した場合、駐輪機を一部封鎖することは可能でしょうか。また、封鎖した際に、その分の利用料金収入が減ることになりますがその点を許容いただけますでしょうか。	修繕が完全にできないとなった場合は、どのようにするかも含め相談が必要と考えています。 封鎖した際の利用料金収入が減ることはやむを得ないと認識しています。
61	仕様書 6頁11	現行システム(大福→新明和サポート)について、カードリーダー等の後継機の適合性、部品改修による延命の可否と費用・工期の想定をご教授いただけませんか。 同システムの更新・改修の責任主体と費用負担はどちらになりますでしょうか。	現指定管理からはカードリーダー等の延命は厳しいと伺っています。 料金改定に伴うシステム更新・改修における責任主体及び費用負担は指定管理者と認識しています。
62	仕様書 6頁14	指定管理者が一時利用機器や定期利用(WEB申込)などを導入する場合、個人情報の取扱いや利用料金の支払いについてシステムを管理する会社に委託して問題ないでしょうか。委託する場合に事前の手続き等があればご教授ください。	遵守法令に基づいた業務遂行であれば問題ありません。

63	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例 第12条	定期利用使用料の還付について、1か月単位での還付でしょうか。 日割りでの還付が必要となるケースはありますか。	1か月単位での還付となります。 日割りでの還付が必要となるケースはありません。
64	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例 第12条	還付について以下の手順で運用や運用手順について協議させていただくことは可能でしょうか。また、下記流れで進めることは可能でしょうか。 例：①利用者が現地での還付申請書を記入し現地スタッフへ提出 →現地スタッフから還付申請書の情報を貴庁と弊社へ共有→弊社側は先んじて解約処理を実施→貴庁にて利用者への還付を実施	例①で示していただいた内容の運用手順で問題ありません。 また、運用手順についても協議することは可能です。 参考に現状の還付の流れが下記になります。 利用者が現場で解約の申し出→現場が解約を受理→還付請求URLを情報が掲載されている用紙を渡す(この段階で解約済)→利用者から還付請求が市に届くため、市が還付処理→利用者へ還付完了
65	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施行規則 第4条	定期WEB申込システムを導入する際、施工規則に記載ございます自転車駐車場利用券交付申請書(様式第1号)はWeb上の提出や申請書の提出を行わずとも利用登録が行えるように施工規則改正(追記)の調整は可能でしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
66	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施行規則 第5条	様式2以外の利用券(利用証書)も可能でしょうか。また、施工規則の改正(追記)の調整は可能でしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。

67	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第5条2	定期利用の許可は様式第3号以外の利用券(利用証書)の交付でも問題ないでしょうか。また施行規則の改正(追記)の調整は可能でしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
68	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第6条	現状の定期利用券発売機ではなく、別のシステムでの利用料納付を行うことは可能でしょうか。 例： 定期利用：利用者様(Web上での利用登録を行い、各自メールにて支払い方法を選択)→各決済方法にて決済後、利用者にて利用証書の発行を駐輪場内機器にて行います。→各決済会社より決済収納包括代行会社へ使用料の入金→弊社へ入金後、貴庁へ改めて利用料納付金の振込実施。 一時利用(キャッシュレス決済)：利用者様→駐輪場内精算機決済端末にて決済→各社決済会社からの弊社へ入金→弊社から貴庁へ利用料納付金の振込実施。	可能です。ご提案ください。
69	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第6条2	定期利用券は様式3号以外のシール形状になっている利用証書でも問題ないでしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
70	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第6条3	定期利用券の記載内については、システムの仕様によりご要望に沿えない可能性もあるため、は別途協議させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
71	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第7条	使用料納付について、前の期間の月末までに収めるというような変更は可能でしょうか。さらに月末までの期限を過ぎた場合でも指定管理者の許可があれば更新できるような対応が可能でしょうか。	使用料納付期限を現状から変更することについて対応可能です。更新期限過ぎての更新については、原則対応不可と考えていますが、何か考えがあるのであればご提案ください。

72	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第10条	使用料納付について、前の期間の月末までに収めるというような 変更は可能でしょうか。さらに月末までの期限を過ぎた場合でも 指定管理者の許可があれば更新できるような対応が可能でしょ うか。	使用料納付期限を現状から変更することについて対応可能です。 更新期限過ぎての更新については、原則対応不可と考えていま すが、何か考えがあるのであればご提案ください。
73	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第12条	自転車駐車場利用停止・許可取消通知書(様式第6号)ではなく、電 話・メール・通告札などを通知書としてみなせるような改正(追記) は可能でしょうか。	可能です。ご提案ください。
74	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第13条(3)	具体的にどのような実績がございますでしょうか。	実績はありません。
75	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第13条2	提案予定システムでは、自転車駐車場使用料減額・免除申請書(様 式第7号)の交付が出来かねますが問題ないでしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
76	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第13条3	提案予定システムでは、自転車駐車場使用料減額・免除決定通知 書(様式第8号)の交付が出来かねますが、問題ないでしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
77	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第13条4	期間の終期は申請のあった年度の3月31日を限度とされてお りすが、年に1度証明の確認を行い、期間の更新を行う方法や自動更新 での運用は問題ないでしょうか。	指定管理者の運用におまかせするため、問題ありません。
78	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第14条	提案予定システムでは、利用券等再交付申請書(様式第9号)の交付 が出来かねますが、問題ないでしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。
79	朝霞市自転車駐車場 設置及び管理条例施 行規則 第16条	各申請書等は、指定管理者の判断で変更、無しの運用が可能で しょうか。また指定管理者が提案する受付方法に変更することは 可能でしょうか。	ご提案に基づく変更対応は可能です。

80	申請要項 資料3	定期利用において上段・下段ラックで異なる料金体系を設定した場合、運営の効率化や人員削減が難しくなる懸念があります。そのため、上段・下段ラックの料金を一律とすることは認められま すでしょうか。	ご提案の内容に基づいた判断となることから、まずはご提案いただければと思います。
81	募集要項 8頁(5)⑩(シ)	既存定期利用者を円滑に引継ぎするために、新規受付の停止、キャンセル待ちの受け入れ及びキャンセル待ちの方の定期契約を止めていただくことは可能でしょうか。	基本的には新規受付の停止、およびキャンセル待ちの受け入れ及びキャンセル待ちの方の定期契約をやめることは想定していませんが、提案いただくことは可能です。
82	仕様書 17	月次報告書の提出につきまして、年始やゴールデンウィーク等、祝日が重なる月は提出が遅れる可能性がございますが、可能でしょうか。	調整可能です。
83	募集要項 11頁11(4)	提案機器について、指定管理期間終了後の取り扱いにはどのような条件がございますでしょうか。機器の譲渡、撤去、原状回復の要否等について、具体的な内容をご教示いただけませんかでしょうか。	今回のさらに次（R13～R17）の指定管理者募集の際には、今回同様に機器の導入を募集要項に位置付ける予定ですが、別途調整は可能と考えています。
84	募集要項 3頁4(1)②	利用料金の納付に関し、指定管理者からではなく、指定管理者から委託された会社から貴庁へ直接納付する運用の場合、「納付の流れ」の詳細をご教示いただけませんかでしょうか。あわせて、納付期限(翌日納付等は想定しておらず)および納付回数(月1回等)についてもご確認をお願いいたします。	現指定管理では納付書をお渡しし、銀行で利用料金を市へ納付いただいているため、指定管理からの委託の場合でも同様の運用を想定しています。納付期限および納付回数については調整可能です。
85	募集要項 資料1	次のデータを頂戴できませんでしょうか。 定期：各現場毎、月単位の定期契約者数データ(申込件数ではなく、当月の契約者数)及びキャンセル待ち人数。日単位の駐輪台数のデータをいただけますでしょうか。 一時：各現場毎、日単位の駐輪台数データをいただけますでしょうか。上記はデータは自転車、バイク別でいただきたく存じます。	定期：令和3年度から令和6年度の月単位の定期契約者数データ及びキャンセル待ち人数は追加資料⑤、⑥に記載しています。 一時利用：日単位の駐輪台数は正確に把握できていませんが、令和3年度から令和6年度の月毎の駐輪台数は自転車、バイク共に追加資料⑤に掲載してありますのでそちらをご確認ください。

86	募集要項 7頁(エ)	電子マネーの加盟店契約は市名義で行うのか指定管理者名義で行うのかどちらでしょうか。また電子マネーの決済手数料の負担はどのようになりますでしょうか。	現状電子マネー加盟店契約は朝霞市名義で実施しており、電子マネーの決済手数料は市で負担していますが、次期（R9～R13）においては指定管理料の中で実施いただくことを想定しているため、その費用も含めご提案ください。
87	募集要項 8頁(5)(エ)	定期管理の取扱いについて、管理開始は4月1日に一斉開始となる想定でしょうか。それとも、順次移管による開始も可能でしょうか。併せて定期管理の移管を完了すべき期限についてご教示いただけませんかでしょうか。	原則、指定管理開始の際に移行していることを想定していますが、考えがある場合はスケジュールや利用者対応などを含めご提案ください。
88	申請要項 3頁4④	Q空きスペースの有効活用について ①現行通り大型自転車等の駐車スペースとして活用してよろしいか。 ②消防法的に問題ないか。 ③資料1の台数に含まれているのか。	①空きスペースの有効活用については法令順守の上、指定管理者におまかせいたします。 ②消防法に問題がないように空きスペースを有効活用をお願いします。 ③現指定管理者が有効活用している場合は資料1の台数に含まれます。
89	募集要項 3頁4④	Q機械設備の整備について ①収納台数を満たすことを原則としているが、現在の使用しているラックの大半は、大型車(28インチ、太いタイヤ、等)への対応ができていない事から、利用しやすい駐車場、利用者のニーズに答えるため、大型車に対応できるラックに変更する事による台数の減少は承認されるのか。 ②朝霞台駅南口第一自転車駐車場の2F収納台数(一時利用)に関して、管理者が自転車を整理した実績ベースの収納台数となっているため、電磁ラック導入に伴う収納台数の減少は承認されるのか。 ※資料1 令和5年度・令和6年度の収納台数が455台となっているが210台と認識してよろしいか。	①原則になるため、考えがある場合はご提案お願いします。 ②原則になるため、考えがある場合はご提案お願いします。 収容台数についてはご指摘のとおり210台となります。

90	募集要項 3頁4④	Q新システムの導入について ①新システムを業務委託をして導入することは可能か。 ②新システムへの移行作業及び設備の導入は指定期間前(令和8年度中)でも可能か。可能であればいつ頃から導入可能か。	①可能です。 ②現指定管理者の了承及び、利用者への影響がない範囲であれば可能です。指定管理者との調整時期はご希望に合わせて調整したいと思います。
91	募集要項 3頁4④	Q朝霞駅東口立体自転車駐車場のシステム更新について ①現状2社のシステムが紐づいて導入されているため、一時・定期共にシステムの更新が難しいと思われるが必須なのか。	①ご指摘のとおり、2社のシステムが紐づいている状況ですので、更新や紐づけが難しい場合には現行システムを引き続きご利用いただければと思います。
92	募集要項 5頁7(2)	Q剰余金について ①他の科目に流用することは可能か。	協議により可能であると考えています。
93	募集要項 5頁9(キ)	Q省人化・DX化について ①指定管理開始初年度から取り入れる事が必須なのか。 ②契約期間内に全工程を計画する提案は可能か。 ③高齢者の雇用促進について、現管理者の大幅な人数減少が見込まれるが問題はないのか。	①原則、指定管理開始の際に移行していることを想定していますが、考えがある場合はスケジュールや利用者対応などを含めご提案ください。 ②考えがある場合はご提案お願いします。 ③人件費や設備の維持管理コストが上昇している中、将来にわたって自転車駐車場を適正に維持管理するとともに、自転車利用者の利便性を向上するため、WEBシステム導入等の機会化と併せ、人員配置の適正化を図るものです。
94	募集要項 8頁9(タ)	QLED化について ①指定期間内に全て対応することが必須なのか。 ②朝霞駅東口立体自転車駐車場のLED化にかかる修繕費は市が負担することによるのか。	①対応範囲、対応範囲含めご提案いただければと思います。 ②LED化については提案項目の1つであり、必須項目ではありません。そのため、提案として実施する場合は指定管理者の負担になります。
95	仕様書 6頁14	再委託について ①再委託は市の承認を得れば可能とあるが再々委託は可能か。	①市の承認を受けた場合は可能です。